

3 性別による権利侵害の禁止（第5条）

性別を理由にした差別を受けることなく、一人一人の個性や尊厳が重んじられるように、禁止することを掲げています。

性別を理由とする権利侵害及び差別的取扱いを禁止

あらゆる場におけるセクシュアルハラスメントを禁止

ドメスティックバイオレンスを禁止

広告等での固定的な性別役割分担、性の暴力・商品化の助長を禁止

4 責務（第6条～第17条）

男女平等参画社会を推進するために、市、市民、事業者がしなくてはならないことを掲げています。

市	市民	事業者
・市が進めるすべての施策に男女平等参画の視点を導入 ・男女平等参画の推進のための基本計画を策定し、実施状況を市民などに報告 ・総合的な拠点施設を整備 ・組織の運営などで、積極的な格差是正措置を講じるように努める ・市民や事業者が行う男女平等参画推進活動を支援 など	・家庭、学校、地域、職場等のあらゆる分野で男女平等参画の推進に努める ・ドメスティックバイオレンスなどの事実を知った場合は、関係機関への通報に努める 	・男女平等参画の推進に自ら努める ・市の男女平等参画施策に協力するよう努める ・事業活動に関し、積極的な格差是正措置を講じるように努める 

水戸市男女平等参画基本条例施行から今日まで

世界・国・県の動き

「女性活躍推進」や「働き方改革」によって、働く女性を取り巻く環境は大きく変化しています。国際的には、2000年のMDGs（ミレニアム開発目標）に続き、2015年にSDGs（持続可能な開発目標）が採択され、様々な課題解決に向けた重点目標の1つに「男女平等」が掲げられるなど、男女平等参画の推進は重要な施策の1つとなっています。

また、性別にかかわらず誰もが個性と能力を十分に発揮する社会を目指し、多様性及び性別に対する社会的認知度が高まり、いわゆる性的マイノリティ（性的少数者）の方に対する理解も求められるようになっていきます。茨城県では、2019年に「いばらきパートナーシップ宣誓制度」が創設されました。

基本計画

男女平等参画を推進するため、2004年に水戸市男女平等参画推進基本計画、2015年に水戸市男女平等参画推進基本計画（第2次）、2017年に女性活躍推進計画、2020年に水戸市男女平等参画推進基本計画（第3次）を策定し、計画的に取り組んでいます。

取組

基本計画に基づき、市民、事業者等と連携しながら、多岐にわたる施策を総合的に推進しています。特に2005年からは、条例を施行した9月を本市の男女平等参画推進月間として、男女平等参画推進月間標語、写真コンテストを実施するほか、市民企画講座などを開催しています。2016年、2018年には「女性議会」を開催し、政策方針決定過程への女性参画の契機とするなど、産学官の連携により女性活躍推進事業を進めています。その他にも、固定観念や性別にとらわれない職業選択について学ぶ子ども対象講座、男性の家庭参画やワーク・ライフ・バランスに関する講座などを実施しています。また、新たな社会的要請に対応するため、2019年に性的マイノリティに関する電話相談、2020年にはメール相談を開始し、誰もが一人の人間として尊重される社会づくりに向けた取組を行っています。

拠点施設

水戸市男女平等参画基本条例が制定・施行された2001年に、水戸市の男女平等参画を推進する拠点施設として、男女文化センター「びよんど」がオープンしました。2010年には、更なる拠点性の高い施設として、男女文化センター向かいに単独館となる男女平等参画センター「びよんど」を再整備しましたが、2011年3月の東日本大震災で大きな被害を受け、翌2012年に解体撤去をしました。その後2014年にみと文化交流プラザの耐震補強及び大規模改修工事に伴い、2015年に同プラザの4～6階を男女平等参画センターとしてリニューアルオープンし、現在も市民の方にご利用いただいております。

（参考）

日本女性会議

1975年（昭和50年）の「国際婦人年」とそれに続く「国連婦人の10年」を契機に、1984年（昭和59年）名古屋市で第1回大会が開催されて以来、男女共同参画社会の実現に向けた課題の解決策を探ると共に、参加者相互の交流の促進やネットワーク化を図ることを目的として開催される国内最大級の会議です。

今年は水戸市男女平等参画基本条例の施行20周年です。

水戸市は、1996（平成8）年に「男女共同参画都市宣言」を行い、2001（平成13）年に「日本女性会議2001 ひと」を開催。この全国的な会議の開催日となる9月28日にあわせ、水戸市男女平等参画基本条例を施行しました。

この条例は、平等、創造、平和を基調とした心豊かな男女平等参画社会の実現に向けて、基本理念や目指すべき姿、責務を明らかにするなど、市・市民・事業者が一体となって取り組むべきことを定めた、水戸市初の議員提案の政策条例です。

今年は、条例の施行から20周年を迎えます。この機会に、改めて基本条例の主旨を確認し、男女平等参画社会について考えてみませんか。

水戸市男女平等参画基本条例の主な内容

1 基本理念（第3条）

男女平等参画社会を推進して「こんな社会にしよう」という、基本となる考え方です。

① 性別による差別を受けない

④ あらゆる活動に平等参画

② 様々な生き方が選べ、決定できる

⑤ 政策決定等への平等参画

③ 健康と権利が尊重される

⑥ 多様な価値の創造と形成

2 目指すべき姿（第4条）

社会のあらゆる場において、その活動の中で男女が平等に参画する姿を掲げています。

家庭で	学校で	地域で	職場で	スポーツ・レクリエーション活動の場で
①ジェンダー（※）にとらわれることなく、個性を尊重し、多様な生き方を選択できるようにしましょう ②固定的な性別役割分担の意識を超えて、家事、育児、介護等を担いましょう ③家事、育児、介護などの無償労働に対し、必要に応じて経済的な評価をしましょう	①それぞれの個性や人権を大切にしましょう ②ジェンダーにとらわれることなく、係、当番などの役割分担をしましょう ③進学、就職などで個人の能力や適性を考慮した選択を尊重しましょう	①男女が平等に活動に参加できるようにしましょう ②ジェンダーにとらわれることなく、行動や考え方を尊重して、意思決定がされるようにしましょう ③女性が積極的に社会参画し、リーダーシップを発揮できるようにしましょう ④誰もが男女平等参画社会について学習できるようにしましょう	①能力等が適切に評価され、採用や昇進等について性別による差別がないようにしましょう ②長時間労働やストレスのない環境を実現し、地域活動やボランティア活動に参加しやすくしましょう ③育児や介護のために休暇等が取得でき、仕事と家庭が両立できるようにしましょう ④妊娠、出産などに応じた適切な健康管理が行われるようにしましょう ⑤セクシュアルハラスメントをなくしましょう ⑥自営業において、女性の労働が正当に評価されるようにしましょう	①ジェンダーにとらわれることなく、個人の能力や個性を発揮し、自由に参画できるようにしましょう ②計画や方針の決定等に男女が平等に参画できるようにしましょう

※ジェンダー…生物学的又は生理学的な性別と異なり、社会的又は文化的に培われてきた性別

9月は水戸市男女平等参画推進月間です

水戸市では、平成17年度から毎年9月を男女平等参画推進月間と定め、市民団体との協働によりヒューマンライフシンポジウムや講座を開催するなど、広く市民や事業者の皆さんの理解と関心を深めるための取組をしています。



「アイロン係」皆川 陽介さん



「つなぎ受け継ぐ」水野 柊佳さん



「ベテランから若手、そして生徒へ」朝生 健太さん



「未来の夏へ向けて」鈴木 大貴さん



「20・28」萩野 竣介さん



「僕もお手伝いする!」廣瀬 泰成さん

【最優秀作品】

じゅうにんと いろ
十人十色 私の色で未来を彩る
笠原中学校 3年 須澤 郁美さん

【優秀作品】

家事分担 笑顔溢れる パパとママ
大成女子高等学校 1年 高橋 彩愛さん

女の人がいきいきと働いていたら
男の人が子育てをしていたら
カッコよくてすてきじゃない?
上中妻小学校 6年 中村 陽華さん

【佳 作】

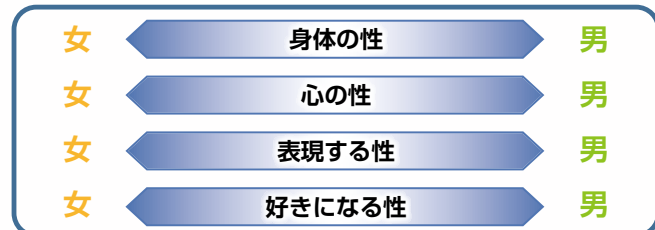
男女なく ちょうせんしょう 何にでも
堀原小学校 6年 齋藤 優衣さん
性別で区別していたらもったいない!
自分らしく輝こう!
水戸市 菊池 ゆかりさん
「これも個性」偏見やめれば 広がる和
那珂市 大森 結加さん

「性的マイノリティ」を正しく知っていますか vol.3

自分のことを男性や女性と認識する人、心の性や好きになる性がはっきりしない人、決めなくなったり、わからない人もいます。それぞれの人にとっての「自然」や「当たり前」をお互いに受容し尊重し合うことが大切です。自分の「性」のあり方について、あらためて考えてみませんか。

「性」のあり方の多様性 ～性を構成する4つの要素～

人それぞれ性格が違いうように、「性」のあり方も「男性」・「女性」の2つではなく、下記の図のように4つの要素の組み合わせにより、いろいろな「性」のあり方があるといわれています。つまり、100人いれば100通りの「性」のあり方があり、人によって様々です。LGBTQなどと呼ばれる性的マイノリティは、決して「特別」な存在ではありません。



- (1) 身体性………生物学的な特徴から判断される性別(出生時の性)
- (2) 心の性………その人が自認する性
- (3) 表現する性………振る舞いや服装などから判断される性別
- (4) 好きになる性………誰を好きになるか、どんな性の人を好きになるか

身近な存在である当事者

性的マイノリティについて、日本の民間の調査^(※)では人口の「8%～10%前後」、つまり「10～13人にひとりの割合」というデータがあります。その割合は、左利きの人・血液型がAB型の人と同じ割合と言われており、とても身近な存在です。性的マイノリティかそうでないかは、外見では判断できません。当事者の中には、自分が性的マイノリティであると知られると差別や偏見を受けるのではないかと不安から、打ち明けられない人がいる可能性もあります。自分の周りに性的マイノリティの方が「いない」と思う方は「気づいていないだけ」かもしれません。

※民間の調査…電通ダイバーシティ・ラボ2020年、(株)LGBT総合研究所2019年、日本労働組合総連合会2016年調べ

男女平等参画の歩み

世界・日本国の動き		水戸市
日本国憲法制定	1946年	
国際婦人年世界会議	1975年	
婦人問題企画推進本部設置		
国内行動計画策定	1977年	
女子差別撤廃条約採択	1979年	
国連婦人の十年中間年世界会議	1980年	
国連婦人の十年ナイロビ世界会議	1984年	婦人行政の総合窓口設置
女子差別撤廃条約批准	1985年	
女子差別撤廃条約への批准に向けた男女雇用機会均等法の公布		
女子差別撤廃条約実施状況1回報告審議	1986年	水戸市第3次総合計画に女性施策盛り込まれる
「育児休業法」の公布	1988年	婦人行政推進計画
	1991年	
	1992年	市長公室文化室に女性行政係設置
世界人権会議ウイーン、女性に対する暴力撤廃宣言	1993年	
パートタイム労働法公布		
国際人口開発会議行動計画採択	1994年	国際文化課女性行政係に名称変更
女子差別撤廃条約実施状況第2回及び第3回報告審議		水戸第4次総合計画策定
第4回世界女性会議「北京宣言及び行動綱領」採択	1995年	水戸市女性行動計画策定
「育児休業法」を「育児休業・介護休業法」へ改正		
男女共同参画2000年プラン策定	1996年	男女共同参画都市宣言 国際文化課女性行政推進室に強化
男女雇用機会均等法改正、介護保険法公布	1997年	情報誌びよんど創刊
男女共同参画社会基本法公布・施行		
改正男女雇用機会均等法施行	1999年	国際文化課男女共同参画推進室に名称変更
国連特別総会「女性2000年会議」		
ミレニアム開発目標(MDGs)設定	2000年	後期実施計画作成
男女共同参画基本計画閣議決定		
男女共同参画会議設置及び男女共同参画局設置		
配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律施行	2001年	男女文化センター「びよんど」オープン
第1回男女共同参画週間		水戸市男女平等参画基本条例制定・施行
		日本女性会議2001みと開催
		男女平等に関する相談開始
	2002年	水戸市男女平等参画苦情処理委員会設置
		水戸市男女平等参画推進委員会設置
		水戸市男女平等参画推進本部設置
女子差別撤廃条約実施状況第4回・第5回報告審議		男女平等参画推進室に名称変更
男女共同参画推進本部女性のチャレンジ支援策決定	2003年	
次世代育成支援対策推進法公布・施行		
少子化社会対策基本法公布・施行		
配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律改正	2004年	水戸市男女平等参画推進基本計画策定
		全国男女共同参画宣言都市サミットinみと開催
		水戸第5次総合計画
国連「北京+10」閣僚級会合	2005年	男女平等参画推進月間事業の実施
男女共同参画基本計画(第2次)閣議決定		
女性の再チャレンジ支援プラン策定		
男女雇用機会均等法改正	2006年	男女平等参画社会づくり功労賞 実施
女性の再チャレンジ支援プラン改定		
配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律改正		
パートタイム労働法改正	2007年	男女平等参画推進課に名称変更
改正DV防止法の施行	2008年	
「育児・介護休業法」改正		
女子差別撤廃条約実施状況第6回報告審議	2009年	後期実施計画策定
国連「北京+15」記念会合		男女平等参画推進月間写真募集実施
第3次男女共同参画基本計画閣議決定	2010年	男女平等参画センター(単独館)施設移転
仕事と生活の調和(ワークライフバランス)憲章及び仕事と生活の調和推進のための行動指針改定		男女平等参画課に名称変更
UN Women 正式発足		男女平等参画推進月間市民企画講座の募集実施
東日本大震災	2011年	震災により男女平等参画センター閉鎖と文化交流プラザに事務室仮移転
第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択	2012年	市内事業所の男女平等参画取組状況調査実施
配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律改正	2013年	男女平等参画センター(単独館)解体撤去
第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択	2014年	みと文化交流プラザ耐震補強および大規模改修工事
パートタイム労働法改正/女性が働く社会に向けた国際シンポジウム開催		水戸第6次総合計画
国連「北京+20」記念会合/第3回国連防災世界会議	2015年	男女平等参画センターをみと文化交流プラザ4～6階に再整備
UN Women 日本事務所開設		水戸市男女平等参画推進基本計画(第2次)策定
「持続可能な開発のための2030アジェンダ」(SDGs)採択		男女平等参画課が市長公室から市民協働部に組織替
女子差別撤廃条約実施状況第7回・8回報告審議	2016年	水戸市女性活躍推進ガイドブック作成
「育児・介護休業法」及び「男女雇用機会均等法」改正		水戸市女性議会2016開催
刑法改正(強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等)	2017年	水戸市女性活躍推進計画策定
政治的分野における男女共同参画の推進に関する法律施行		水戸市男女平等参画に関する市民調査実施
民法改正(女性の婚姻開始年齢の引き上げ男女とも18歳に統一)	2018年	水戸市男女平等参画に関する事業所調査実施
セクシュアル・ハラスメント対策の強化について～メディア行政間での事業発生を受けての緊急対策～策定		国連主催「第7回ジェンダー統計国際フォーラム」に出席
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等改正		水戸市女性議会2018開催
G20大阪首脳宣言	2019年	いばらきパートナーシップ宣誓制度が県で開始
		市営住宅への入居に茨城パートナーシップ宣誓制度適用開始
		性的マイノリティに関する電話相談の開始
国連「北京+25」記念会合	2020年	国連主催「Counted and Visible」Conference on the measurement of gender and intersecting inequalities に出席
		水戸市男女平等参画推進基本計画(第3次)策定
		性的マイノリティに関するメール相談の開始

この先も男女平等参画社会の推進に向けて歩みを進めていきます。

びよんど

安心して働き暮らすために

不況や景気の低迷時などにおいては、国や県、市町村の支援制度などが用意されることがあります。それらを利用するためにも、まずは、自分がどのような条件で働いているのかなどを知っておくことは大切です。不安のない生活を送るために日頃から就業や将来設計について考えておきましょう。

『働く』の豆知識

自分の『働く』条件を確認していますか？ —雇用契約書、労働条件通知書の違い—

自分の「労働条件」をきちんと知ることは、安心して働く上でとても大切なことです。「雇用契約書」は、雇用されて働く人と、事業主との間での取り決めた労働契約の内容を書面化したものです。雇用契約書の取り交わしは、法的に義務ではありません。非正規雇用の場合、事業主によっては雇用契約書を取り交わさないケースもよく見られます。しかし、労働基準法では雇用主である事業主は、働く人に対して労働条件を書面で明示すること（2019.4.1からは電磁的方法も含む）が義務づけられています。この書面が「労働条件通知書」と呼ばれるものです。労働条件通知書には、基本的な労働条件や、昇給や退職手当、賞与の有無などが記載してありトラブルの防止のためにも有効です。後になって、「あの時に、きちんと文書でもらっておけばよかった…」とならないように、雇用されることが決まったら「労働条件通知書」を事業主に必ず発行してもらいましょう。

厚生労働省「労働条件に関する総合情報サイト 確かめよう労働条件」は、働く人、事業者それぞれの視点で役立つ情報が掲載されています。

確 か め よ う 労 働 条 件

検索

● 就業に関する相談 就業に関して疑問や不安のある方は、下記の相談窓口でも相談できます。

茨城県社会保険労務士会 総合労働相談所	茨城労働局雇用環境・均等室 総合労働相談コーナー	水戸労働基準監督署 水戸総合労働相談コーナー
029-350-4864 毎月第4火曜日※予約制 午後1時30分～午後4時30分 会場 水戸市役所1F市民相談室	029-277-8295 平日 午前8時30分～午後5時15分 ※土・日曜、祝日、年末年始は休業	029-227-7925 平日 午前8時30分～午後5時15分 ※土・日曜、祝日、年末年始は休業

水戸市では、就業支援を目的とした講座をハローワーク水戸と協力し開催しています。

開催しました！

子育てママのマネープラン講座 7/15(木) 講師 高村浩子（ファイナンシャルプランナー） ～今のままで大丈夫？これからの将来設計～ （オンライン開催）

未就学児を育て、働きたいと思っている女性を対象にした講座で、自分のライフイベントから家計のキャッシュフロー表を作成します。高村講師は、現状を見える化し、将来自分がどうしたいのか、そのための家計をどうすればよいのか、「今の家計」から「未来の家計」へ視点をシフトすることが大切だといいます。収入を増やす手段の一つとして、「就業」をあげ、日本の年金制度や、働くときの「税金の壁」（住民税が発生する100万円、所得税が発生する103万円、配偶者控除が受けられなくなる150万円など）と「社会保険の壁」（社会保険の対象となる130万円）の説明、有期雇用労働法などの解説をいただきました。最後に、「社会へのアンテナを高く伸ばし、知らないでいるより情報をどんどん取り込みましょう」と参加者にエールが送られました。

ハローワーク水戸からは、令和3年5月時点の求人求職状況について説明をいただきました。フルタイムの人を求人する事業所は、専門技術職での求人が多く、パートを求人する事業所は、サービス業や運搬清掃業での求人が多い一方で、求職者は、フルタイム、パート共に事務職を希望する人が多く、求人と求職に差があるというお話でした。ハローワークにはマザーズコーナーがあり、仕事と子育ての両立を目指す方をサポートしています。就業面接用のスーツの無料レンタル、就業に向けた応募書類の書き方や面接対策等を行う就業応援セミナーの開催などについて、参加者の皆さんに分かりやすい説明をいただきました。



コロナ禍で見えてきた男女平等参画の問題～就業面～

SDGsの17の目標の中に「ジェンダー平等の実現」が掲げられ、「誰一人取り残さない」との考えのもと水戸市においても男女平等参画について取組を進めているところです。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大により、外出を控えるステイホーム、在宅ワーク、学校休校等で、私たちの生活は大きな変化を強いられることとなりました。特に就業面においては、女性に深刻なダメージを与えたと言われています。

（図1）雇用者数の推移



【出典：令和3年版 男女共同参画白書 より】

【雇用減少幅は女性が2倍】

（図1）は平成31年1月からの男女別雇用者数の推移です。令和2年4月は、前月から比べると109万人の大幅減少となっており、そのうち女性は74万人、男性は35万人の減少と女性の減少幅は男性の約2倍となりました。これは、同月に発出された緊急事態宣言の影響を受けていると考えられます。

その後、雇用者数の推移は男女ともに持ち直しの傾向がみられますが、依然として、コロナ以前の水準を下回っています。

（図2）産業別雇用者の雇用形態別割合（令和2年）



【出典：令和3年版 男女共同参画白書 より】

【非正規は女性が多い】

（図2）は、産業別雇用者を雇用形態（正規、非正規等）別で表わしたグラフです。

産業別でみると、「医療、福祉」「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業」などいわゆるエッセンシャルワーカーに多くの女性が従事していることがわかります。産業全体での雇用形態は男性の約8割が正規のところ、女性は半数以上が非正規となっています（役員を除く）。

また、完全失業者の求職理由については、女性は令和2年3月以降、前年同月差で「勤め先や事業の都合」が多く、「自己都合」より多くなっています。

● 見えてきたこと

コロナ禍により、生活の根幹を支える業種において女性の労働者が多く、その雇用が不安定であることが浮きぼりになりました。

一人一人が個性と能力を十分に発揮するためには、男女平等参画を推進し、女性が抱える様々な問題や課題を解決していく必要があります。

びよんど

Beyond gender

2021.9 VOL.50



情報誌びよんどは50号、
水戸市男女平等参画基本条例は
施行20周年を迎えます。

特集 今年は水戸市男女平等参画基本条例の施行20周年です。

.....2・3・4

9月は水戸市男女平等参画推進月間です／「性的マイノリティ」を正しく知っていますか vol.3 5

コロナ禍で見えてきた男女平等参画の問題～就業面～ 6・7

さんかくデータ 8

男女共同参画都市宣言

美しい自然に恵まれ豊かな歴史を育んできた、わたしたちのまち水戸
わたしたちは、水戸のまちをさらに輝きあふれる明日へとつなぐため、「平等・創造・平和」を基本理念とし、男女がともにわがまち、ともにつくる社会の実現に向け、水戸市を「男女共同参画都市」とすることを宣言します。

1 わたしたちは、ともに一人ひとりが尊重しあい、平等のもとに生き生きと暮らせるまち水戸をつくります。

1 わたしたちは、ともに自らの意思で社会のあらゆる分野に参画し、次の世代へとつなぐ豊かでゆとりのあるまち水戸をつくります。

1 わたしたちは、ともに地球環境を守り、世界へ向けて、友情と平和の輪を広げるまち水戸をつくります。

平成8年4月1日

水戸市

※誌名「びよんど」は1997年、公募により命名されました。 Beyond gender(性差を超えて)の思いが込められています。ジェンダーとは、社会的性別のことです。

さんかくデータ

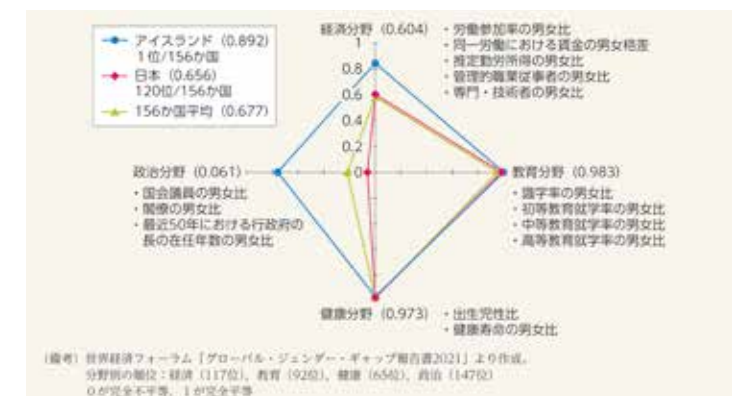
ジェンダーギャップ指数2021

(表1)ジェンダーギャップ指数における日本の順位

順位	国名	値
1	アイスランド	0.892
2	フィンランド	0.861
3	ノルウェー	0.849
4	ニュージーランド	0.840
5	スウェーデン	0.823
6	ナミビア	0.809
7	ルワンダ	0.805
8	リトアニア	0.804
9	アイルランド	0.800
10	スイス	0.798
11	ドイツ	0.796
16	フランス	0.784
23	英国	0.775
24	カナダ	0.772
30	アメリカ	0.763
63	イタリア	0.721
87	ベトナム	0.707
101	インドネシア	0.688
102	韓国	0.687
107	中国	0.682
120	日本	0.656

世界経済フォーラム「The Global Gender Gap Report」より作成

(図1) 各分野の比較



〔出典：令和3年版 男女共同参画白書 より〕

2021(令和3)年3月に、世界経済フォーラムが各国(156か国)における男女格差を示す指標である、ジェンダーギャップ指数(GGI: Gender Gap Index)を発表しました。2021年の日本の総合順位は120位、値0.656(前回は153か国中121位、値0.652)となりました(表1)。先進国(赤色)の中でいまだに低い順位であり、韓国、中国のアジア諸国(緑色)、ベトナム、インドネシアなどのASEAN諸国(黄色)より低いという結果です。この指数は、経済、教育、健康、政治の4分野のデータから算出され「0」が完全不平等、「1」が完全平等を意味しています。

「経済」と「政治」の分野において、日本は順位が低く、「経済」の順位が、156か国中117位、値0.604(前回は153か国中115位、値0.598)、政治の順位は、156か国中147位、値0.061となり(前回は153か国中144位、値0.049)ともに値は上がっているものの、順位は下がっています。国会議員の女性割合や閣僚における女性の割合の低さなど、ジェンダー平等に向けた努力が強いられています。

男女平等参画社会推進のために・・・

■男女平等参画を阻害する相談

男女平等参画の権利、もしくは人権を侵害された、社会的な慣行等により差別を受けたなど男女平等参画を阻害する問題の相談に応じます。

日時／月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
相談専用電話／029-233-7830

■性的マイノリティに関する相談

臨床心理士の専門相談員が、性自認(心の性)や性的指向(好きになる性)、心と身体の性別の不一致に関する悩みに寄り添います。

<電話相談> 日時／毎月第2水曜日午後6時～午後8時
相談専用電話／029-233-7830

<メール相談> 日時／随時(24時間受付しますが、返信には2、3日～1週間お時間をいただきます。)

メール相談受付専用 URL <https://s-kantan.jp/city-mito-ibaraki-u/>

■男女平等参画推進委員会

男女平等参画社会の推進のために設置された、市民・事業者・学識経験者から構成される委員会です。総合的な施策と重要事項を調査審議します。

■男女平等参画苦情処理委員会

男女平等参画に関する苦情の申し出を、公平・中立な立場に立って調査し、解決を図っていきます。詳細は、水戸市男女平等参画課までお問い合わせください。

編集後記

今年は、水戸市男女平等参画基本条例施行から20周年。情報誌びよんどは、50号の発行となりました。50号を作成する間に男女平等参画課は課名を何度か変更しながら、多くの職員がこの編集に携わりました。創刊号から目を通すと編集者の思いを感じることができます。これから先も、知っていたきたい情報をたくさん掲載できるよう頑張ります。(Y)

発行日／令和3年9月 発行／水戸市
編集／男女平等参画課
〒310-0063 水戸市五軒町1丁目2番12号
みと文化交流プラザ5F
TEL 029-226-3161 FAX 029-226-3162
ホームページ／<http://www.city.mito.lg.jp>
印刷／関東印刷株式会社